

災害時等における転学支援に関する互助制度規定（案）

（趣旨）

第1条 一般社団法人日本語学校ネットワーク（以下日本語学校ネットワークと記す）が規定する災害時等における転学支援に関する互助制度（以下転学支援互助制度と記す）は、学習者の学ぶ権利を擁護するために転学支援互助制度に加盟する日本語教育機関（以下加盟日本語教育機関と記す）が災害等に被災した場合に当該日本語教育機関に在籍する学習者のうち学習継続を希望する者（以下学習継続希望者という）に対する転学支援を目的とする。

（遵守事項）

第2条 加盟日本語教育機関は第一条の主旨を理解し、本規定及び別に定める細則を遵守し、学習継続希望者の転学支援を行う。

（被災等申請と転学支援協力要請）

第3条 加盟日本語教育機関が自然災害に被災、又は火災や経営破綻等の理由により在籍する学習者に対する授業継続が困難となった場合、直ちに日本語学校ネットワークに所定の被災等申請の手続を行なう。但し、加盟日本語教育機関が自ら当該被災等申請がない場合でも日本語学校ネットワークが事実関係を精査し、被災等機関と指定することを妨げない。

2) 日本語学校ネットワークは事実関係を確認した後、被災等機関と指定し（以下被災等機関という）、加盟機関に転学支援協力要請を行う。

（転学支援に際しての役割）

第4条 加盟日本語教育機関は、日本語学校ネットワークの転学支援協力要請に対して、学習継続希望者の受け入れ等に協力するものとする。

また日本語学校ネットワークは、受け入れ日本語教育機関と学習継続希望者の調整や行政を含む関係機関に対して支援を要請するとともに受け入れ日本語教育機関が転学者受け入れにより不利益を生じないように要請する。

（被災等機関の義務）

第5条 被災等機関は、在学生のうち学習継続希望者が転学を希望する者が転学支援を受けるために以下の義務を負う。

- (1) 学習継続希望者の受領済み学費がある場合、可能な限り早急に返還すること。
- (2) 学習継続希望者の情報(在留状況、成績、既習内容、認定申請時の書類控等)を開示すること。但し、被災等により記録が喪失した場合には、可能な限りの情報の

復元に努めること。

- (3) 学習継続希望者の在留状況や勉学状況に問題等がある場合には、これを開示すること。
- (4) その他、転学受入機関より要請のあった場合には、学習継続希望者のプライバシーに配慮しつつ、その情報開示に努めること。

(受入対象の要件)

第5条 受入対象となる学習継続希望者は、原則として以下の要件を満たす者とする。

- (1) 日本語学校ネットワークより被災等機関と認定された機関の在籍生であること。
- (2) 転学先の機関において引き続き留学生活を行うに十分な資力を有していること。
- (3) それまでの在籍状況に問題がないこと。

(本互助制度への加盟)

第6条 本互助制度に加盟を希望する日本語学校ネットワークの会員は所定の手続きを経て申請を行うことにより本互助制度の加盟日本語教育機関となり、日本語学校ネットワークのホームページ等に掲載する。

以上